

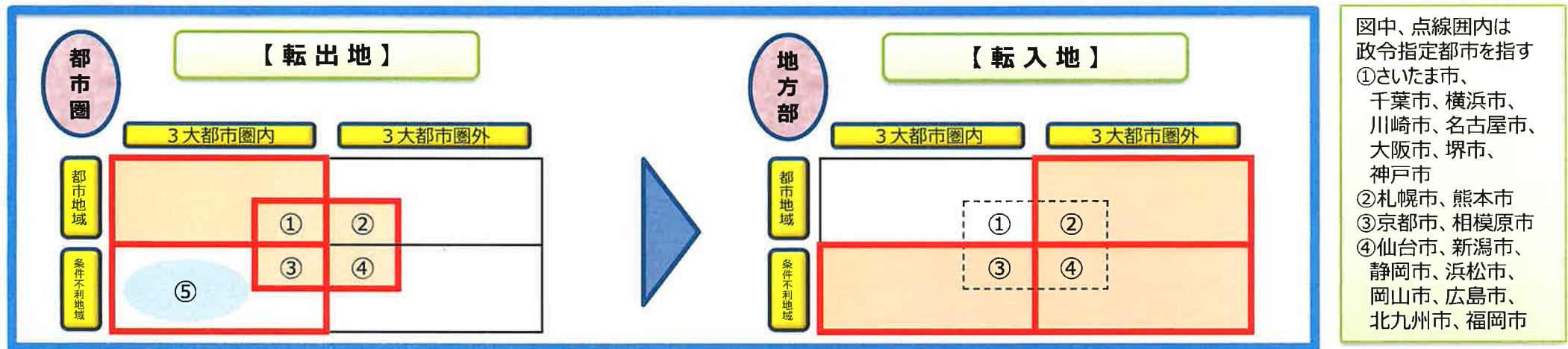
地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの地域要件について

【原則Ⅰ】 趣 旨 : 3大都市圏をはじめとする都市圏から地方部への人の流れの創出を図る

転出地 : 3大都市圏内の都市地域、 政令指定都市（注）、

3大都市圏内の一部条件不利地域（⑤）のうち条件不利区域以外の区域

転入地 : 3大都市圏外のすべての市町村、 3大都市圏内の条件不利地域



※ 注 隊員等の転出地が、条件不利地域の政令指定都市（③・④）であった場合には、特別交付税措置の対象は、条件不利区域以外の区域から転出した場合に限る。

◆ 「3大都市圏」 : 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。
 ただし、2005年から2015年の人口減少率が11%以上の市町村については、3大都市圏外とする。

◆ 「都市地域」 : 次の「条件不利地域」に該当しない市町村。

◆ 「条件不利地域」 : 次の（1）から（7）のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とする。

（1）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、（2）山村振興法、（3）離島振興法、（4）半島振興法、
 （5）奄美群島振興開発特別措置法、（6）小笠原諸島振興開発特別措置法、（7）沖縄振興特別措置法

「全部条件不利地域」 : 過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）、（5）から（7）の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村

「一部条件不利地域」 : 「全部条件不利地域」以外の市町村

「条件不利区域」 : 「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域